

第10次笠間市交通安全計画の概要

第10次笠間市交通安全計画を策定しました

交通安全計画は、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、交通安全対策基本法に基づき、国および地方公共団体が策定するものです。

市条例の規定により、警察を始め交通安全協会、交通安全母の会等の関係機関・団体の代表による交通安全対策協議会において検討をしてきましたが、この度、内容がまとまりました。

今後、平成32年度まで次のとおり、目標を掲げ交通安全対策を講じていきます。



- | | |
|---------|--|
| 1. 策定根拠 | 交通安全対策基本法第26条第1項に基づき、笠間市交通安全対策協議会（会長：笠間市長）が策定する。 |
| 2. 策定方針 | 県の第10次交通安全計画に基づき、本市の交通事故状況等を踏まえ策定する。 |
| 3. 期間 | 平成28年度～平成32年度（5年間） |

目 標

- ◆年間の交通事故死者数を平成32年度まで**3人以下**
- ◆年間の交通事故発生件数を平成32年度まで**240件以下**

基本方針

◆被害者の立場に立った交通安全意識の普及

◆人優先を基本として安全な道路交通社会の実現

1. 人に係る安全対策……………小学生からの交通安全教室の充実
高年齢者までの段階にあわせた交通安全教育
2. 交通機関に係る安全対策……………事業所の安全運転管理
3. 交通環境に係る安全対策……………人優先の交通環境の整備



今後の道路交通安全を考える視点（計画の基本的な考え方）

視点1

安全で円滑な道路 交通環境の確保

- 歩行者と自転車の安全確保のための交通環境の整備
- 災害に強い道路施設等の整備

視点2

交通安全教育の 充実

- 交通安全教育指導員を中心に小中学生の交通安全教育の充実を図る
- 参加・体験・実践型の教育の充実を図る

視点3

交通ボランティア等 との連携の充実

- 関係機関等との連携の強化を図る
- 活動の支援策の充実を図る

これからの取り組み（講じようとする施策）※抜粋 **施策・取組み等**

1. 道路交通環境の整備

①人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- 通学路の歩道整備等の推進 ◻ 押しボタン信号機・横断歩道の拡充
- 歩行者空間のバリアフリー化 ◻ 高齢者、障がい者等が安心して利用できる（公共施設へのスロープ・歩道のバリアフリー化・点字ブロックの設置等）歩道整備の推進

②交通安全施設等整備事業の推進

- 超高齢社会を踏まえた歩行者・自転車対策の推進



2. 交通安全思想の普及徹底

①段階的で体系的な交通安全教育の推進

- 小学生に対する交通安全教育 ◻ 交通ルール指導、自転車の乗り方
- 中学生に対する交通安全教育 ◻ 交通マナー、自転車等の危険性の指導
- 成人に対する交通安全教育 ◻ 企業等の運転者教育、安全運転管理者等の研修促進
- 高齢者に対する交通安全教育 ◻ 参加・体験・実践型の教育、反射材用品の活用普及

②効果的な交通安全教育の推進 ◻ 交通安全教育指導員による交通安全教育活動の推進

③交通安全に関する普及啓発活動の推進

- 交通安全運動の推進 ◻ 団体等が連携した組織的・継続的な展開
- 自転車の安全利用の推進 ◻ 小中学生へのルールの徹底、反射材用品の取付け
- シートベルト着用の徹底 ◻ すべての座席での着用の徹底
- 反射材用品の普及促進 ◻ 歩行者（特に高齢者）への着用促進、自転車側面への取付け
- 効果的な広報の実施 ◻ 市報・インターネット等の活用、キャンペーン、戸別訪問
- 飲酒運転根絶の推進 ◻ 事業所の取組み、表彰制度の創設、根絶キャンペーン

④交通ボランティア等の活動支援 ◻ 資料の提供、リーダーの育成、PTA関係強化

⑤市民参加・協働の推進 ◻ 市民参加型の教室、関係機関と交通ボランティア等の協働

3. 安全運転の確保等

①高齢運転者対策の充実 ◻ 交通安全教室の充実、運転免許自主返納制度の支援と周知

②シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底 ◻ 着用効果と着用方法を周知し、着用の徹底化

③安全運転管理の推進 ◻ 安全運転管理者等の資質・安全意識の向上、車載機器の普及促進・活用策の充実

4. 道路交通秩序の維持 ◻ 自転車無灯火・二人乗り・信号無視等違反行為をさせない環境づくり

5. 救急・救助活動の充実 ◻ 救急・救助体制の強化、応急手当の普及

6. 被害者支援の推進 ◻ いばらき被害者支援センターと協力した支援体制

7. 災害時の緊急措置 ◻ 停電しても消えない信号機の普及を要望

市からのお知らせ **高齢者の運転免許自主返納** を支援します

市では、笠間警察署と連携して、交通事故を防止することを目的に、運転に不安を感じて運転免許を自主返納された高齢の方への支援を行っています。

支援要件	<ul style="list-style-type: none"> ・笠間市に住民登録をされている65歳以上の方。 ・有効期限のある運転免許証を全部返納した6か月以内の方で、運転免許の取消通知書等の交付を受けている方。 ・市税を完納している方。
運転免許証の返納場所	笠間警察署または運転免許センター ※「運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」を受け取ってください。
運転免許自主返納支援申請	「運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」と印鑑を持参のうえ、市民活動課または各支所地域課にて申請してください。交通チケットを支給します（デマンドタクシーかさまの回数券、期限付き市内タクシー利用券、バスの利用券のいずれか12,000円相当額を1つ）。

【問合せ】市民活動課（内線134）